

刑事司法手続きの入口支援

山口地方検察庁

事例の概要

山口地方検察庁では、平成28年9月に刑事政策推進室を発足させ、罪を犯した生活困窮の人、障害のある人、高齢の人等の円滑な社会復帰及び再犯防止に向けた助言、効果的な保護・支援を関係機関等と連携しながら行っています。

★罪を犯した人の円滑な社会復帰や再犯防止に向けた支援★

【福祉関係機関等へのつなぎ支援】

対象者の居住先の確保や福祉的サービスの受給のため、自治体等の福祉関係窓口等に連絡をとり、適切な受入施設等へつなぐ取組を行っており、その際には、事件及び対象者の特性を勘案して再犯防止に向けた効果的な支援策を十分に検討した上で、社会福祉士や関係機関等から助言を受けながら、適切な「つなぎ支援」ができるように取り組んでおります。

【保護観察所との連携による支援】

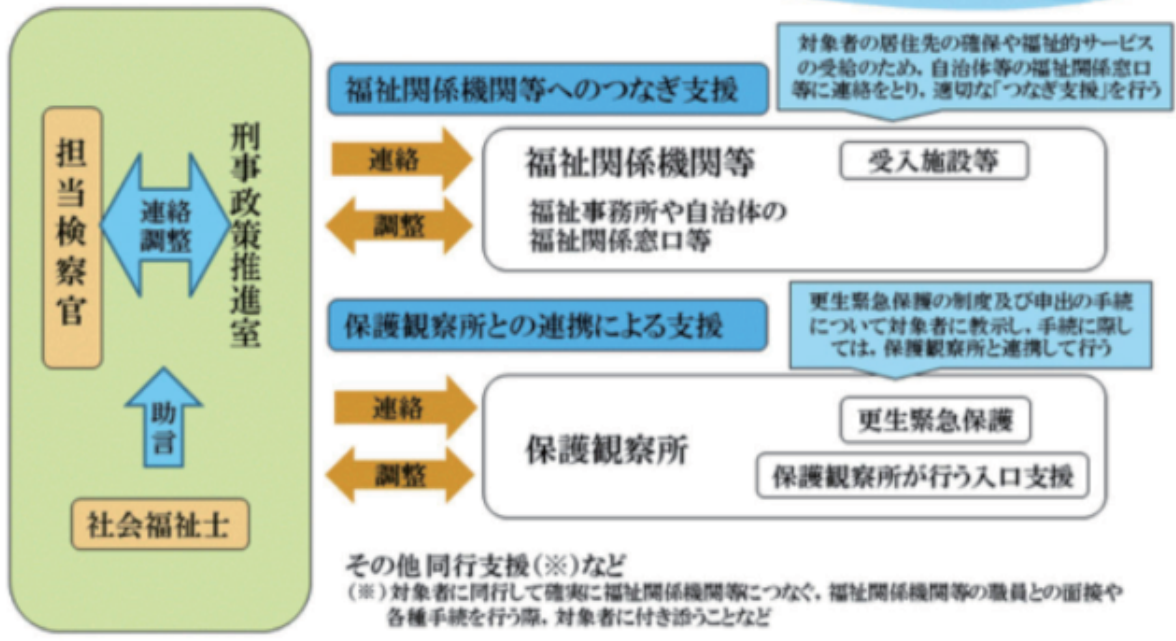
勾留等により身体を拘束された人が起訴猶予処分等によりその拘束を解かれたときに、金品の支給・貸与、宿泊場所の供与をしたり、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助けたり、職業を補導し、生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、対象者が法律を守る善良な社会の一員として自立し、その速やかな改善更生を保護する更生緊急保護制度があります。

検察官は、必要があると認めるときには、更生緊急保護の制度及び申出の手続について対象者に教示します。

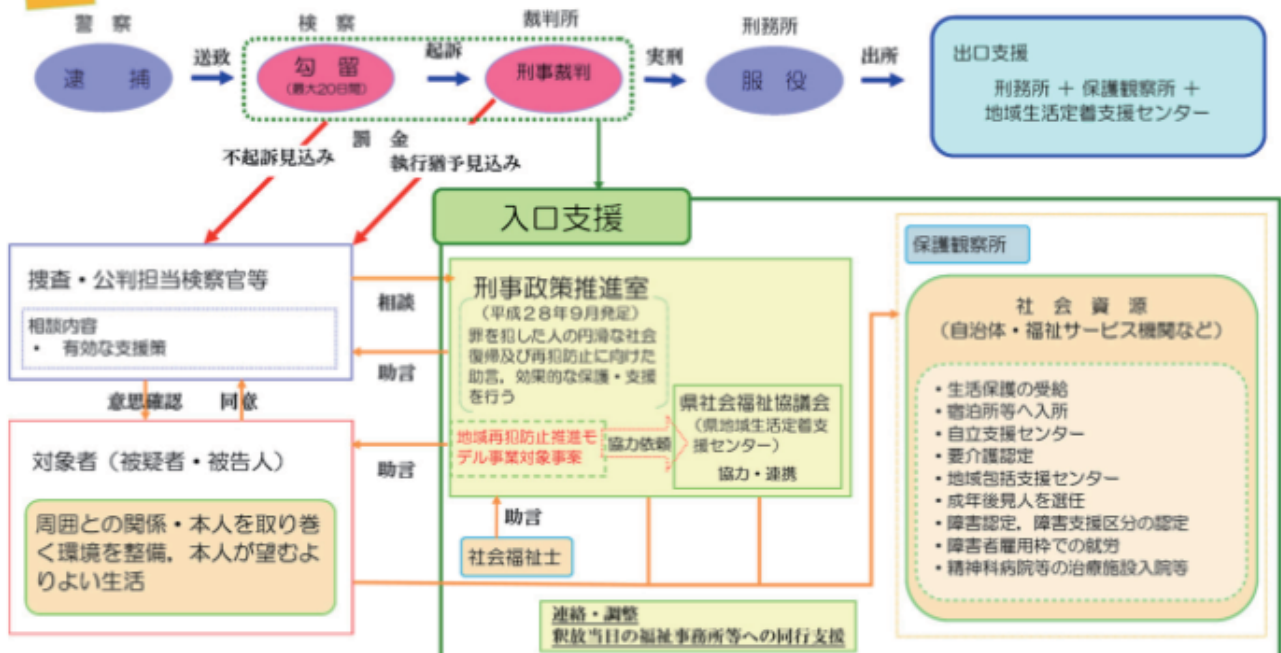
手続に際しては、保護観察所と連携をとっています。

そのほか、対象者と福祉関係機関等の職員との面接や各種手続を行う際、自ら福祉機関に出向き、各種手続をとることに不安のある対象者を助力し、適切な手続が行われるよう支援するために、対象者に付き添うなどの同行支援も行っております。

再犯防止に向けての取組



支援までの流れ (山口地方検察庁)



入口支援は、刑事手続が進行している間に行うもので、警察から事件が送致されてから刑事裁判が終わるまでの間に行います